

令和7年12月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

請 願 の 部 (新規分)

請願一覧表	3
総務教育常任委員会	4
地域県土警察常任委員会	5

陳 情 の 部 (継続分)

陳情一覧表	7
地域県土警察常任委員会	8

陳 情 の 部 (新規分)

陳情一覧表	9
福祉生活病院常任委員会	10
地域県土警察常任委員会	12

請　願　一　覧　表

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所　管	件　名	備　考
総 7年-22 (R7.11.17)	議　会	政務活動費の公開のあり方について	4頁

請願（新規）・地域国土警察常任委員会

地 7年-24 (R7.11.25)	地　域	衆議院議員の定数削減に反対する請願	5頁
-------------------------	-----	-------------------	----

請　願　文　書　表

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所　管	件　名	議決結果
7年-22 (R7.11.17)	議　会	政務活動費の公開のあり方について	

▶請願事項
政務活動費の支出に付随する企業の「ポイント」の付与について、その適切な運用のルールを定め、使途を公開すること。

▶請願理由

政務活動費の領収書などを見ていると、ガソリンスタンドや家電量販店の「ポイント」の欄が黒塗りになっており、納税者たる県民が知りえない状況になっている。

企業の発行するポイントは、p o n t a やVポイント（旧Tポイント）、dポイントなど多岐にわたっているが、購入金額の0.5%程度から、場合によっては家電量販店などでは、10%程度が還元される場合がある。

以前、公開していない理由を議会事務局に聞くと、「個人情報だから」と言われたことがある。しかし、その源が市民の税金から生じている以上、タックスペイサーに対して、明確な説明責任と、その公開が求められるところである。

例えば、仮に、捨ててしまうのはもったいないからとポイントを貯めるにしても、その口座や会計を明確に分けて、「県民のために使う」ことが必要だと思う。

については、上記のとおり、所要のルール策定をお願いしたく、請願するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

▶紹介議員

市谷 知子

請　願　文　書　表

請願（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び受理年月日	所管	件名	議決結果
7年-24 (R7.11.25)	地域	衆議院議員の定数削減に反対する請願	

▶請願事項
「衆議院議員の比例定数の削減を行わない」旨、鳥取県議会から衆参両院議長に対し、意見書を提出すること。

▶請願理由

自由民主党と日本維新の会は本年 11 月 12 日、衆議院の議員定数削減に関する協議を開始した。これは自維政権協議の一丁目一番地とされるもので、両党は臨時国会での成立を狙っている。とりわけ日本維新の会は、「比例代表 50 削減」を主張している。

こうした動きは、「身を切る改革」の美名に隠れて、国民の批判が大きい企業・団体献金、裏金問題への関心をそらし、議員の定数問題にすり替える“目くらまし”である。

仮に、日本維新の会が主張する「比例 50 減」が実現した場合、どうなるのか。東京新聞は、昨年 10 月の総選挙の得票をもとに議席数を予想している。その結果、議席減少率は、自由民主党 9 %、立憲民主党は 6 %、公明党と共産党は各 25%、れいわ新選組 33%、参政党と日本保守党が各 67% と、小規模政党に不利となることが明らかである。

衆議院議員選挙の比例代表制度は、小選挙区で多くの「死に票」が出て大政党に有利に働くことを救済する大切な役割を持っている。これを削れば、現在は過半数割れしている与党に再び過半数を維持させることになるだろう。自由民主党・日本維新の会の与党が過半数を維持すれば、医療費の削減を中心とする社会保障の縮小、大増税とセットになった大軍拡、戦前回帰の危険をまとうスパイ防止法の制定などの悪政が推し進められる懸念がある。

ちなみに、11 月 13 日の TBS ラジオ「森本毅郎・スタンバイ！」でこの問題を取り上げ、リスナーに意見を求めたところ、「突然で論外。そもそも国会議員の数は多くない。政党助成金をやめれば 300 億円以上の削減になる。」「露骨な少数政党つぶし。党利党略の下品な意思表示。与党だけで決められるものではない。」などの声が寄せられたそうである。また、「議会は行政の監視も担っているので、議員定数削減は民主主義の仕組みを弱め、政府や与党を利するだけ。少数意見や地方の声が国政に届きにくくなるなど弊害しかありません。」との鋭い指摘もあったとのことである。

このような趣旨から、衆議院議員の定数削減を行わないよう強く要請する。貴議会においても、趣旨に賛同いただき、衆参両院議長に同趣旨の意見書を提出していただくよう請願するものである。

▶提出者

平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会（鳥取県革新懇）

▶紹介議員

市谷 知子

陳　　情　　一　　覧　　表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所　　管	件　　名	備　　考
地 7年-11 (R7.6.2)	男 女 協 動	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	8頁

陳 情 文 書 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-11 (R7.6.2)	男女協働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	

▶陳情事項

夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。

▶陳情理由

女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。

令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。

しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。

よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。

▶提出者

旧姓の通称使用を求める会鳥取

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
福 7年-26 (R7.11.25)	福 祉 保 健	生活保護基準引下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情	10頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 7年-23 (R7.11.20)	危 機 管 理 地 域 警 察	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情	12頁
地 7年-25 (R7.11.25)	危 機 管 理	被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦などが屋内退避する場合の被ばく低減対策を 鳥取県地域防災計画及び広域住民避難計画に記載することを求める陳情	15頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-26 (R7.11.25)	福 祉 保 健	生活保護基準引下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情	

▶陳情事項

- 鳥取県議会から政府・厚生労働省に対して、最高裁判決に従い次の事項について速やかな対応を行うことを要請すること。
- 1 違法な手続によって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し、真摯に謝罪すること。
 - 2 国の責任において、生活保護費の遡及支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにとるとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引上げを行うこと。
 - 3 違法な減額処分を行った経過と原因について、原告・弁護団・生活保護利用者など当事者も入れた検証を行い、再発防止策を明らかにすること。
 - 4 生活保護基準に連動した諸制度利用者についても、影響を調査し侵害された不利益を回復すること。

▶陳情理由

平成 25 年から 27 年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10% 引き下げられた。この引下げについて、29 都道府県で、1,027 人の原告が取消しを求めて提訴したところ、令和 7 年 6 月 27 日、最高裁判所が、「厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である」として、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡した。この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進められることが求められている。

しかしながら、判決から 4 か月以上が経過した現在も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置もとられず、違法状態、利用者の不安が続いている状況にある。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及びひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第 25 条）と個人の尊厳（憲法第 13 条）を侵害され続けている状態にある。近年の物価高騰も重なり、利用者らの消費の抑制が地域経済への悪影響にもつながっている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、生活保護費引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることも必要である。さらに、被害回復への対応については、地方自治体において膨大で困難な作業が想定されるが、地方自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

以上のことから、政府、厚生労働省に対し、最高裁判決に従い上記事項について速やかな対応を行うことを、貴議会から要請していただくよう陳情する。

▶提出者

鳥取県生活と健康を守る会連合会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-23 (R7.11.20)	危機管理 地域 警 察	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情	

▶陳情事項

1 烏取県警察において、次の対応を行うこと。

(1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から県民を守るため、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。

ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。

イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。

ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。

エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。

オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関（自衛隊、警察庁）と連携対応すること。

カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関するこ
と。

キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。

(2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。

(3) 脳神経関連権の侵害（条例制定前の侵害も含む。）により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。

2 烏取県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。

3 烏取県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニューロ技術の悪用）を対象に追加すること。

* 1 インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。

* 2 ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。

コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味

合いで説明している。

中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。

2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。

- * 3 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。
- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

▶陳情理由

- 1 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - (1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - (2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - (3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。
 - (4) 心理的連続性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - (5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益待遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
- 2 ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
- 3 チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
- 4 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
- 5 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - (1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するため必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - (2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
- 6 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本

人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。

- 7 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
- 8 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
- 9 なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点では法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
- 10 これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具体化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

►提出者

米子市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び受理年月日	所管	件名	議決結果
7年-25 (R7.11.25)	危機管理	被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦などが屋内退避する場合の被ばく低減対策を鳥取県地域防災計画及び広域住民避難計画に記載することを求める陳情	

▶陳情事項

原子力規制委員会による原子力災害対策指針の改正（令和7年10月3日）を受けて、鳥取県においても地域防災計画及び広域住民避難計画の改正が行われているが、被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦（胎児）に対して、屋内退避中の被ばく低減対策を記載することを求める。

▶陳情理由

令和6年能登半島地震の状況から見た複合災害時の屋内退避の対応についての問題点などを整理するために、原子力規制委員会では、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」（以下、「検討チーム」という。）を発足させ、その後、令和7年10月に原子力災害対策指針の一部改正を行っている。

検討チームの令和7年3月28日の「報告書」によると、今後は原発から5～30km圏内の地域（以下、「UPZ」という。）では、全面緊急事態で屋内退避となり、継続・解除・避難の可否の判断を3日後になるとされている。

この検討チームの方針は、令和7年4月2日の資料「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A」（※）（以下、「Q&A」という。）を見ると明らかであるが、それに対する疑問として次のことが考えられる。

疑問1 「原子力災害時に急いで避難することには、様々な危険が伴います。避難には危険が伴う一方で、UPZはPAZ（原発から5km圏内）に比べて比較的小さな被ばくにとどまるため、避難ではなく屋内退避により被ばくを小さくする方針です。」（1-3、7ページ）としていることについて。

福島第一原発事故時の状況を考えれば、UPZが必ずしもPAZより小さい被ばくにとどまるとは言えない。さらに、屋内退避の被ばく低減効果は、一定条件がそろえはあるのかもしれないが、そもそも能登半島地震のように窓や戸口がずれたり、家屋が倒壊してしまえば、全く効果は期待できない。

疑問2 「実効線量で100mSvというめやす線量を定め、それを上回るおそれが極めて小さいUPZでは、避難ではなく屋内退避を行う方針です。」（1-4、8ページ）とし、この実効線量の値を「国際的コンセンサスも踏まえて、定めたものです」（1-5、9ページ）としていることについて。

そもそも、一般住民に対する放射線被ばく線量限度としては、年間1mSvであり、実効線量100mSvという値は、法的根拠のない数字である。ましてや、被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦（胎児）に対する特別な配慮や対策が全くないことは問題である。100mSvをめやす線量とすることについての反論としては、妊婦への放射線検査が乳幼児・子どもに与える影響としては、10mSvの放射線により小児

がんリスクが高まることを示すアリス・スチュワートの研究（1956年）がある。また、成人についても、フランス、英国及び米国の原子力従事者30万人の電離放射線低線量被ばく後のがん死亡率を調べた疫学調査（2023年I N W O R K S）の研究では、低線量とされる50mSv未満の低線量域の解析でも固形がんのリスクが高まることが示されている。さらに、I C R Pにおいても確率的影響はL N T（しきい値なし直線）モデルを維持していることで知られており、100mSvのめやす線量の正当性は大変疑わしいと言わざるを得ない。

疑問3 安定ヨウ素剤服用について、Q&Aでは、「U P Zは原子力発電所から離れており大きな被ばくのおそれは低いため、P A Zのように全面緊急事態の時点で一律に服用するのではなく、状況に応じて服用の必要性を判断することとしています。屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません。」（7-1、41ページ）としていることについて。

しかし、同じページ内には、「原子力災害時に、安定ヨウ素剤を適切なタイミング（目安として、放射性ヨウ素を体内に取り込む24時間前から取り込んだ後2時間まで）で服用することで、放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減することができます。」と記載されている。この場合、屋内退避をするのであれば、むしろ安定ヨウ素剤の服用が必要だとも考えられる。このままでは、U P Z内の子どもたちは、屋内退避中も避難の時も服用できない。子どもの甲状腺がんについては、福島県の「県民健康調査」検討委員会では、すでにおよそ400人近くの患者数があり、多発を認めながらも、被ばくの影響ではないとしている。けれども、「311子ども甲状腺がん裁判」では、患者自身が原告となり、被ばくの影響であることの様々な証拠を提出して現在係争中である。鳥取県では、事故が起きた時、万が一にも子どもたちに影響が出ないように、安定ヨウ素剤の効果的な服用と放射線防護対策を考える必要がある。

以上のように、原子力規制委員会による改正された原子力災害対策指針には、屋内退避中の乳幼児・子ども・妊産婦のための放射線防護対策が著しく欠けていると言わざるを得ない。鳥取県の地域防災計画及び広域住民避難計画には、屋内退避する場合の被ばく低減対策を具体的にしっかりと記載する必要があると考える。

※「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書 原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A」（令和7年4月2日 原子力規制庁）

<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100009904?contents=NRA100009904-002-001#pdf=NRA100009904-002-001>

▶提出者

原子力防災を考える県民の会